

社会福祉法人 朋友会

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主 行動計画 2025年1月1日施行

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年1月1日～2030年3月31日までの5年3カ月間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを対象の有期契約労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る。
あわせて、対象者の育児休業等の取得率100%を目指す。

<対策>

- 2025年1月～ 対象職員へのアンケート調査、検討開始
- 2025年4月～ 制度に関するパンフレットの配布、対象の有期契約労働者や管理職を対象とした研修およびグループウェアなどによる全職員への周知

目標2：有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2025年1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2025年4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に年1回行う
- 2025年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2025年4月～ グループウェアなどでキャンペーンを行う